

呉市教育委員会会議録
(平成27年4月17日定例会)

呉市教育委員会

呉市教育委員会会議録
平成27年4月17日定例会

1 開催日時 平成27年4月17日(金) 16:00開会
16:40閉会

2 開催場所 呉市つばき会館3階 教育委員会室

3 出席委員 教育長職務代理者 森 尾 敬 介
委 員 水 野 良 行
委 員 舩 尾 慎
委 員 香 川 治 子

4 欠席委員 教育長 工 田 隆

5 出席職員 教育部長 寺 本 有 伸
教育副部長 上 田 勝 治
教育副部長 細 川 司
教育部参事補 上垣内 信 治
教育総務課長 清 水 和 彦
学校施設課長 大世渡 隆 臣
学校教育課長 多幾山 晃 年
学校安全課長 小 川 聡
呉高等学校事務長 荒 木 重 雄
教育総務課課長補佐 追 原 重 臣
文化振興課主査 吉 川 祐 子

5 傍聴者 1名

6 日 程

- (1) 会期決定について
- (2) 前回会議の報告
- (3) 教議第20号 「教育委員会事務点検・評価（平成26年度事務事業対象）」の実施について
- (4) 報告第14号 呉市重要文化財の指定について
- (5) 報告第15号 呉市重要文化財の指定について
- (6) 報告第16号 寄附受納について
- (7) 報告第17号 豊小学校及び豊浜中学校が開校して1年目を終えるに当たってのアンケートの集計結果について
- (8) 報告第18号 平成28年度使用教科用図書（呉市立呉高等学校）の採択手続について
- (9) 報告第19号 平成28年度使用教科用図書（中学校）の採択手続について
- (10) 報告第20号 平成28年度使用教科用図書（小・中学校特別支援学級用）の採択手続について

(16:00)

教育長職務代理者 本日、工田教育長から欠席の届出がなされておりますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第2項の規定により、私が議事の進行を務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

教育長職務代理者 これより定例会を開会します。

日程第1の「会期決定について」を議題とします。

お諮りします。会期は、本日1日としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

教育長職務代理者 御異議なしということで、会期は本日1日と決定いたします。

本日の会議録署名委員は、船尾委員・香川委員をお願いいたします。

それでは、日程第2の「前回会議の報告」を事務局からお願いいたします。

追原課長補佐 (平成27年3月23日定例会について報告)

教育長職務代理者 本日提出されたもののうち、日程7については、議会に諮る案件であり、日程8以降の「平成28年度使用教科用図書の採択手続について」は、採択の公正・適正を確保するため非公開としたいと思いますが、これに御異議はございませんか。

(異議なしの声)

教育長職務代理者 御異議なしということで、本日の議題についてはそのように決定されました。

教議第20号 「教育委員会事務点検・評価（平成26年度事務事業対象）」について

教育長職務代理者 それでは、日程第3の教議第20号「「教育委員会事務点検・評価（平成26年度事務事業対象）」の実施について」を議題とします。

それでは、教育総務課からよろしくお願いいたします。

清水課長 資料の3、4ページが差し替えとなっておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、教議第20号「教育委員会事務点検・評価（平成26年度事務事業対象）」の実施について説明させていただきますので、資料の1ページを御覧ください。

本件は平成20年度から実施してまいりまして、今回で8回目の実施となります。この点検評価につきましては、今年度も資料にあります実施方針に沿って進めてまいります。

教育委員会事務点検・評価の対象事業は「教育委員会の権限に属する事務」となっておりまして、機構改革に伴い市長部局に事務移管されました文化及びスポーツに関する事務は本事業の対象から外します。

ただし、補助執行にかかる事務であります、「文化財及び社会教育に関する事務（図書館・美術館を含む）」は従来どおり対象といたします。

点検評価の対象につきましては、例年どおり各課が3つずつの重点課題を抽出し、それぞれの対象課題ごとにシートに沿って評価・分析を行ってまいります。

なお、文化財及び社会教育に関する事務につきましては、対象事業の抽出を文

化振興課に任せることとします。

点検方法等につきましては、昨年度から変更は加えておりませんので、詳細な説明は省略させていただきます。

報告書にまとめていく過程におきましては、学識経験者や教育委員の皆様の見をいただきながら、最終的な評価と今後の取り組み、方向性を集約していくこととなりますので、よろしく願いいたします。

資料の2ページをお願いいたします。

4の実施スケジュール(案)を御覧ください。

6月下旬に学識経験者からの意見聴取、7月下旬の臨時教育委員会会議で教育委員の皆様との意見交換を行い、8月定例教育委員会会議で最終的な承認をいただき、9月議会の初日に議会に提出していく予定としております。

4ページを御覧ください。今回の点検・評価における各課の対象課題の一覧を添付させていただいております。対象課題につきましては、先ほど申し上げましたようにスポーツ振興課分がなくなりましたので、全部で21テーマとなっております。

なお、今回新たに対象課題としたものにつきましては、表の右端に「新」と記載しております。

以上で説明を終わります。

教育長職務代理者 はい、ありがとうございます。それでは、ただ今の説明につきまして、何か御質疑、御意見はありませんか。

教育長職務代理者 御発言なしということで、それでは、本件については原案のとおり可決してよろしいですか。

(異議なしの声)

教育長職務代理者 御異議なしということで、よって本件は原案どおり可決されました。

報告第14号 呉市重要文化財の指定について

教育長職務代理者 次に、日程第4の報告第14号「呉市重要文化財の指定について」を議題とします。

それでは、教育総務課からよろしく願いいたします。

清水課長 報告第14号「呉市重要文化財の指定について」御説明いたします。

資料の5ページ、6ページを御覧ください。

呉市の重要文化財として、「朝鮮人來朝覚備前御馳走船行烈図」を呉市指定有形文化財として、指定することを御報告いたします。

5ページを御覧ください。

文化財指定の経緯について、御説明させていただきます。

ユネスコの三大遺産事業の一つとして、世界記憶遺産事業がございますが、平成26年3月に朝鮮通信使の寄港地、呉市を含む対馬市から日光市までの15の自治体と関連団体等で組織されました「朝鮮通信使縁地連絡協議会」と「財団法人釜山文化財団」の間で日韓共同申請の合意がなされたことを受けまして、呉市といたしましても、世界記憶遺産として登録申請リストに掲載される記録物の調査を進めてまいりました。

本絵図の概要は、延享5年(1748年)に來日した第10次朝鮮通信使が日比港から牛窓(現岡山県瀬戸内市)に向かって進む船団の様子を描いたものでござい

ます。

本絵図は、来日年代が特定でき、様々な注釈により朝鮮通信使の様子が分かる歴史資料であり、呉市において文化史上貴重なものでございますので、呉市重要文化財として指定するものでございます。

本件は、昨年度開催しました「呉市文化財保護委員会」において、本市の重要文化財として指定することが適当との答申を受けております。

「朝鮮人来朝覚備前御馳走船行烈図」の写真は、次の6ページのとおりでございます。

本日の定例教育委員会に報告の後、4月下旬に告示、所有者に指定書を交付することとなります。

説明は以上でございます。

教育長職務代理者 ありがとうございます。それでは、ただいまの件につきまして御質疑、御意見はありませんか。

教育長職務代理者 御発言なしということで、それでは、本件についてはこの程度とします。

報告第15号 呉市重要文化財の指定について

教育長職務代理者 次に、日程第5の報告第15号「呉市重要文化財の指定について」を議題とします。

教育総務課の説明をお願いします。

清水課長 報告第15号「呉市重要文化財の指定について」御説明いたします。

資料の7ページから9ページを御覧ください。

呉市の重要文化財として、「亀山八幡神社本殿」を呉市指定有形文化財として、指定することを報告いたします。

亀山八幡神社本殿は、安浦町内海地区にございます。安浦町史によりますと、天正15年（1587）年に亀山の地に社殿が建てられ、明治時代までは、内海浦10か村の氏神でありました。

本殿の墓股などに見られる絵様表現は、技術的に確かなものでありますが、比較的装飾的な表現を抑えられているなど、江戸初期の特徴がよく残っており、瀬戸内沿岸及び島嶼部を代表する貴重な建造物でありますので、呉市重要文化財として指定するものでございます。

本件につきましては、昨年度に開催しました「呉市文化財保護委員会」において、本市の重要文化財として指定することが適当との答申を受けております。

「亀山八幡神社本殿」の写真は9ページのとおりです。

本日の定例教育委員会に報告の後、4月下旬に告示、所有者に指定書を交付することとしております。よろしくお願いたします。

教育長職務代理者 はい。ありがとうございます。それでは、ただいまの件につきまして何か御質疑、御意見がありましたらお願いします。

教育長職務代理者 御発言なしということで、それでは、本件についてはこの程度とします。

報告第16号 寄附受納について

教育長職務代理者 次に、日程第6の報告第16号「寄附受納について」を議題とします。
学校施設課から説明をお願いします。

大世渡課長 報告第16号、「寄附受納について」報告いたします。資料の11ページを御覧ください。
この度、呉安浦ライオンズクラブ地区青少年・ライオンズクエスト・LCIF委員会委員長廿日出一晴氏より安浦中学校へ、楽器の寄附申し込みがあり、これを受納いたしました。
呉安浦ライオンズクラブは、地域の将来を担う子供たちの育成に力を入れており、青少年育成事業の一環として「安浦青少年ふれあいコンサート」を毎年開催しております。
その会場入口において募金を実施したところ、多くの募金が集まったということで、中学校における音楽活動の一助として寄附の申し出がありました。
寄附の内訳は、「シンフォニック・チャイム」1台で69万円の評価額でございます。
この寄附については、平成27年3月11日に受納を完了しております。
以上でございます。

教育長職務代理者 それでは、この件につきまして何か御質疑、御意見はありませんか。

教育長職務代理者 御発言なしということで、それでは、本件についてはこの程度とします。
それでは、これより非公開の議題に入ります。
(16:15)

報告第17号 豊小学校及び豊浜中学校が開校して1年目を終えるに当たってのアンケートの集計結果について

教育長職務代理者 それでは、日程第7の報告第17号「豊小学校及び豊浜中学校が開校して1年目を終えるに当たってのアンケートの集計結果について」を議題とします。
教育総務課の説明をお願いします。

上垣内参事補 豊小学校および豊浜中学校が開校して1年目を終えるに当たってのアンケートの集計結果がまとまりましたので、御報告いたします。
資料の13ページを御覧ください。
1の趣旨にございますように、学校統合から1年が経過する豊小学校・豊浜中学校の児童・生徒及びその保護者を対象にアンケートを実施したもので、今後の学校運営及び学校統合の参考にするものでございます。
2には、対象者ごとの調査内容を記載しており、質問はそれぞれ7項目です。
14ページをお願いします。
3の調査対象は、統合した年に入学した1年生を除き、児童は2年生から6年生、生徒は2年生と3年生とそれぞれの保護者を対象といたしました。
それでは、アンケート結果について順に御説明いたしますので、資料の15ページを御覧ください。
最初に児童の結果です。

一番上にまとめをしており、学校統合後の学校教育環境の変化を前向きに受け止めている児童が多く、「新しい友達が増え、授業や学校行事が楽しく活発になり、学校生活が充実している」と実感していることが伺える結果となっております。

項目ごとに御説明いたします。

問1の「新しい学校には慣れましたか」については、「慣れた」「少し慣れた」がほとんどで、新しい学校にも慣れ、落ち着いた学校生活を送っていることが伺えます。

問2の「新しい学校が一緒になることは心配でしたか」については、「心配だった」と回答した理由として、主に「友達ができるかどうか」を心配していましたが、問3の「学校が一緒になって人数が増えたことについて」では66.7%が「新しい友達が増えた」「人数が増えてよかった」と答えており、右の特徴的な意見にございますように「友達が増えて学校生活が楽しくなった」など、肯定的に捉えていることが伺えます。

ただし、15%の児童が「人数が少ない方が良かった」と回答しており、「騒がしいときがある」とその理由を挙げていますが、これについては、学習規律の徹底を図ることで改善の取組を進めております。

16ページを御覧ください。

問4から問6までは複数回答可能としており、問4の「学校での様子の変化」は「勉強を頑張るようになった」などの肯定的な回答が多く、問5の「友達と遊ぶことの変化」についても、「新しい友達ができた」など、肯定的な回答が多くありました。

問6の「遠足や運動会などの行事の変化」は「人数が増えて行事が楽しくなった」など、こちらも肯定的な回答が多くありました。

問7の「バス通学」についての自由記述では「楽しくバス通学をしている」「バス通学は便利」といった意見の一方で、「通学距離や時間が長くなった」「バスの中が騒がしい」などの意見がありました。

17ページを御覧ください。小学校の保護者です。

まとめとして、「児童数が増えて良かった」や「人数が増えて活発になった」など、学校統合による教育環境の変化を前向きに受け止めている意見が多く寄せられました。

一方で「児童の学習意欲」については、18ページの問5にありますとおり、「特に変化はない」と感じている保護者が50.0%で、子どもたちが学校統合の影響を受けることなく、これまでと変わらず落ち着いて学習していると捉えているようです。

17ページに戻っていただき、問2、問3を御覧ください。

統合前後の「心配なこと」を比較しますと、円グラフの黒い部分でございます

が、60.0%が 43.3%に減少しており、統合前の心配事が徐々に解消されていることが伺えます。

なお、問3の「統合してから心配なこと」として、「問題行動の発生」を挙げられていましたが、即座に学校が適切な対応を行い、解決をいたしております。18ページを御覧ください。

問4の「児童数が増えたこと」については、66.6%が「増えて良かった」と回答しており、一つ飛んで問6の「遠足や運動会などの行事」についても「人数が増えて活発になった」など、肯定的な回答が多くありました。

問7の「バス通学」については、「何の問題もない」「時間を守って行動するようになった」との意見の一方で「バスの中が騒がしい」「スクールバスを希望する」といった意見がありました。

19ページは生徒の結果です。

こちら、学校統合後の学校教育環境の変化を肯定的に受け止めている生徒が多く、「新しい友達が増え、学校行事や部活動が充実している」と実感していることが伺えます。

問1の「新しい学校には慣れましたか」については、「慣れた」「少し慣れた」で100.0%となっております。

問2の「学校が一つになることは心配でしたか」については、心配だった理由として、「2つの町の生徒が仲良くなれるか」「新しい環境に慣れるかどうか」を挙げていますが、問1のとおり環境にも慣れ、また、問3では「学校が一つになって人数が増えたこと」について、多くの生徒が「人数が増えて良かった」と答えており、その理由として「新しい友達が増えた」「色々な考え方を持つ人と接することができるようになった」など、肯定的に捉えていることから、こうした心配はかなり解消されたものと思っております。

20ページを御覧ください。

問4の「学校での様子の変化」は、「多様な意見や考えが出るようになった」などの回答が多くありました。一方で、「今までと変わらない」と回答した生徒も30.8%いますが、このことは学校統合後もこれまでと変わらず充実した学校生活を送っている結果と捉えております。

問5の「友達との関わり」は、「友達が増えた」「色々な考えに触れることができるようになった」といった回答が多くあり、また、問6の「運動会などの行事や部活動の変化」についても、「人数が増えて行事や部活動が楽しくなった」など、肯定的な回答が多くありました。

問7の「バス通学」については、「バス通学は何の問題もない」「社会のルールを守る習慣がついて良い」などの肯定的な意見の一方で「バスの中が騒がしいときがある」などの意見がありました。

続いて21ページは中学校の保護者です。

こちらも小学校の保護者と同様に「心配なこと」が減り、「生徒数が増えて良かった」や、部活動などは「人数が増えて活発になった」など、学校統合による教育環境の変化を前向きに受け止めている意見が多く寄せられました。

一方で、「生徒の学習意欲」については、22 ページの間5にありますとおり「特に変化はない」と感じている保護者が 57.7%で、このことは子どもたちが学校統合の影響を受けることなく、これまでと変わらず落ち着いて学習していると捉えているようです。

21 ページに戻っていただき、問2、問3の統合前および統合後の「心配なこと」については、円グラフの黒い部分を比較しますと、50.0%が 34.6%に減少しており、こちらも統合前の心配事が徐々に解消されていることが伺えます。

なお、問3の統合してからの心配事として、「問題行動があるのではないか」との意見がありましたが、学校の取組の結果現在は解決しております。

22 ページを御覧ください。

問4の「生徒数が増えたこと」については、61.6%が「増えて良かった」と回答しており、「色々な考えを持つ子どもたちと接し、勉強になっている」など、保護者は肯定的に捉えていることが伺えます。

一つ飛んで、問6の「運動会などの行事や部活動」については「人数が増えて活発になった」など肯定的な回答が多くありました。

問7の「バス通学」については、「社会のルールを守る習慣が身についた」「時間を守って行動するようになった」といった意見の一方で「通学時間が長くなった」などの意見がありました。

以上御説明いたしましたように、児童・生徒並びに保護者のほとんどが学校統合を肯定的に捉えていることが伺える結果となっております。

なお、今後の予定として市長まで各部報告をあげ、呉市議会議員各位に資料提供を行います。

併せて保護者には学校を通じてアンケート結果を配布する予定です。

以上でございます。

教育長職務代理者 はい。ありがとうございます。それでは、この件につきまして何か御質疑、御意見はありませんか。

教育長職務代理者 御発言なしということで、それでは、本件についてはこの程度とします。

報告第18号 平成28年度使用教科用図書（呉市立呉高等学校）の採択手続について

教育長職務代理者 次に、日程第8の「平成28年度使用教科用図書（呉市立呉高等学校）の採択手続について」を議題とします。

学校教育課の説明をお願いします。

多幾山課長 それでは、報告第18号「平成28年度使用教科用図書（呉市立呉高等学校）の採択手続について」を御説明いたします。

23 ページを御覧ください。

高等学校の教科用図書の採択は、毎年度発行される「高等学校用教科書目録」に記載されている教科書から採択しなければならないため、毎年度、実施することとなります。

1 採択の方針を御覧ください。採択は、「呉市教科用図書の採択に関する規程」及び「呉市立呉高等学校で使用する教科用図書の採択基本方針」により行います。

2 採択の手順及び手続を御覧ください。手順及び手続は、「教科用図書採択の手順【呉高等学校】」及び「呉市立呉高等学校教科用図書採択手続要領」によることとしています。

なお、24 ページから 28 ページに「採択に関する規程」「採択基本方針」「採択の手順」「採択手続要領」をお示ししています。

23 ページにお戻りください。

3 日程を御覧ください。今後、5 月中に、第 1 回選定委員会を行い、基本方針・日程等の確認を行います。その後、数回の選定委員会と調査・研究委員会を行う予定でございます。

そして、7 月中に、選定委員会委員長から教育長に選定結果について、審議の結果及び理由を付して報告いたします。その後の定例教育委員会会議で採択をお願いするという流れになっております。

また、詳しい日程につきましては、公平性の観点から別途お伝えさせていただきます。

最後に、4 にありますように、選定に関する注意事項について、3 点を示しております。

以上で、呉市立呉高等学校教科用図書採択手続についての説明を終わります。

教育長職務代理者

はい。ありがとうございます。それでは、この件につきまして何か御質疑、御意見はありませんか。

教育長職務代理者

御発言なしということで、それでは、本件についてはこの程度とします。

報告第 19 号 平成 28 年度使用教科用図書（中学校）の採択手続について

教育長職務代理者

次に、日程第 9 の報告第 19 号「平成 28 年度使用教科用図書（中学校）の採択手続について」を議題とします。

学校教育課の説明をお願いします。

多幾山 課長

報告第 19 号「平成 28 年度使用教科用図書（中学校）の採択手続きについて」説明いたします。29 ページを御覧ください。

資料の説明に入る前に、採択の年度について、口頭のみで説明いたします。現在、中学校で使用している教科用図書は、平成 23 年度に採択を行い、平成 24 年度から使用しており、本年度が使用 4 年目となります。「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令」第 15 条第 1 項では、「同一教科書を採択する期間は、一般図書を除き 4 年とする。」となっているため、来年度以降使用する教科用図書の採択を今年度行います。

それでは、説明に入ります。

まず、「1 採択の方針」についてでございますが、30、31 ページにあります別

紙1「呉市教科用図書の採択に関する規程」にのっとり行うものとしています。

また、その手順は、32ページの別紙2「教科用図書採択の手順」、調査・研究に関しては33,34ページの別紙3「平成28年度使用教科用図書(中学校)採択のための調査・研究要項」によるものとしています。

次に、「採択の手順」について説明します。

32ページにお戻りください。

御覧のように図で示しております①から⑥の手順にしたがい、採択してまいります。

また、「選定委員会」「調査・研究委員会」については、先ほど述べました「調査・研究要項」に基づき構成され、その任務にあたることとなります。

29ページにお戻りください。「3日程」にありますとおり、今月、採択の基本方針等が広島県教育委員会会議で決定されます。これを受けまして、呉市でも中学校教科用図書の採択を順次進めていくこととしております。

5月から7月にかけては、選定委員、調査・研究委員の委嘱、また、選定委員会、調査・研究委員会を3回ずつ行うこととしております。

7月には、選定委員会で審議された全ての教科用図書についての審議結果及び理由を付して教育長に報告をいたしまして、定例教育委員会会議に諮るという流れになっております。

今後はこの日程にしたがい、適正かつ公正な採択が行われるよう、教科用図書の調査・研究を進めてまいります。

以上で説明を終わります。

教育長職務代理者 はい。ありがとうございます。それでは、この件につきまして何か御質疑、御意見はありませんか。

教育長職務代理者 御発言なしということで、それでは、本件についてはこの程度とします。

報告第20号 平成28年度使用教科用図書(小・中学校特別支援学級用)の採択手続について
--

教育長職務代理者 次に、日程第10の報告第20号「平成28年度使用教科用図書(小・中学校特別支援学級用)の採択手続について」を議題とします。

学校安全課の説明をお願いします。

小川課長 平成28年度使用教科用図書(小・中学校特別支援学級用)の採択手続について御説明いたします。資料の35ページを御覧ください。

小・中学校特別支援学級用の教科用図書については、文部科学大臣の検定を経た教科書、文部科学大臣が著作の名義を有する教科書及び毎年度採択される学校教育法附則第9条の規定による教科書の中から採択することとなっているため、特別支援学級用の教科用図書の採択は毎年度実施することとなっております。

「1採択の方針」についてでございますが、これは資料36ページの「呉市立小・中学校の特別支援学級で使用する教科用図書の採択基本方針」によることとしております。特別支援学級で使用する教科用図書の選定は、他の小・中学校の教科用図書の選定方法と違って、各学校が教科書選定会議を設置して、児

童生徒の障害の状態及び発達段階に適合した教科用図書を選定することとしております。

資料 35 ページに戻っていただき、「2 採択の手順」につきましては、37 ページに概要を図示してございます。先ほど「1 採択の方針」でも触れましたが、各小・中学校が教科書選定会議で教科用図書を選定し、選定理由書を提出します。提出された選定理由書を教育委員会事務局で検討して選定理由が不十分な場合は、再度選定の依頼をいたします。

次に、資料 35 ページの「3 日程」を御覧ください。本日、採択の手続について報告が終わりましたら、特別支援学級設置校に教科用図書の選定について通知いたします。その後選定作業を進めてまいりまして、7月の定例教育委員会議に採択の決定を願うという流れになっております。

以上で、ございます。

教育長職務代理者 はい。ありがとうございます。それでは、この件につきまして何か御質疑、御意見はありませんか。

教育長職務代理者 御発言なしということで、それでは、本件についてはこの程度とします。

以上で定例会を閉会します。

(16 : 40)

上記のとおり，会議の次第を記載して，その相違ないことを証するため，ここに署名する。

(職務代理者 森 尾 敬 介)

(委 員 船 尾 慎)

(委 員 香 川 治 子)

(平成27年4月17日定例会)